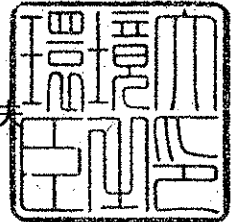




諮問第247号
環自国発第081007001号
平成20年10月7日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣 齊藤鉄夫



自然公園法の施行状況等を踏まえた必要な措置について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、自然公園の今後のあり方について貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

平成14年の自然公園法の一部を改正する法律（平成14年法律第29号。以下、「改正法」という。）では、利用者の増大、特定の野生動物の採取圧の増大、二次的自然の質的変化及びきめ細かな公園管理の必要性等、自然公園における生物の多様性の確保を図ることへの要請の高まりを受けて所要の措置を講じた。

その際、改正法附則第2条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の自然公園法（以下この条において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。

改正法は平成15年4月1日に施行されたが、既にその施行から5年を経過したところであり、また、第3次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日閣議決定）の策定及び生物多様性基本法（平成20年法律第58号）の制定等を踏まえ、自然公園制度等において生物多様性の保全の観点からの更なる施策の充実が求められているところである。

これらの状況を勘案し、自然公園法の施行状況等を踏まえた自然公園制度に関する必要な措置について、貴審議会の意見を求めるものである。